

○板倉町役場庁舎建設専門委員会設置要綱

(平成24年5月14日告示第60号)

(設置)

第1条 板倉町役場庁舎(以下「庁舎」という。)の建設計画について、専門的な意見の集約、調査及び検討を行うため、板倉町役場庁舎建設専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、庁舎建設における行政サービスの充実と事務効率の向上を図るため、次に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 庁舎建設における専門的な事項
- (2) その他庁舎建設に必要な事項

(構成)

第3条 専門委員会の委員(以下「委員」という。)は、当該町職員で、町長が任命した者とする。

2 専門委員会には、次の部会を置く。

- (1) 各部屋の配置、面積等の全般的事項に関する部会(執務機能部会)
- (2) 情報機器、ネットワーク等に関する部会(ICT部会)
- (3) 窓口業務における住民サービスの向上等に関する部会(窓口部会)
- (4) その他必要な事項に関する部会

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から第2条に定める事項が完了するまでの期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときには、委員の職を失い、後任の者を新たに任命するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- (1) 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長になる。

2 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第7条 部会は、委員長が指名した委員をもって構成する。

2 部会には、それぞれ部会長を置き、部会長は委員長の指名した委員をもって充てる。

3 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

4 部会長は、部会において調査研究した事項を専門委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 専門委員会及び部会の庶務は、企画調整係において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会及び部会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。